

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 特 許 公 報 (B2)

(11) 特許番号

特許第6116455号
(P6116455)

(45) 発行日 平成29年4月19日 (2017. 4. 19)

(24) 登録日 平成29年3月31日 (2017. 3. 31)

(51) Int. Cl.

F 1

A 6 1 B 17/04 (2006. 01)

A 6 1 B 17/04

A 6 1 L 17/00 (2006. 01)

A 6 1 L 17/00

請求項の数 4 (全 5 頁)

(21) 出願番号 特願2013-192989 (P2013-192989)
 (22) 出願日 平成25年9月18日 (2013. 9. 18)
 (65) 公開番号 特開2015-58110 (P2015-58110A)
 (43) 公開日 平成27年3月30日 (2015. 3. 30)
 審査請求日 平成28年3月9日 (2016. 3. 9)

(73) 特許権者 000001339
 グンゼ株式会社
 京都府綾部市青野町膳所 1 番地
 (74) 代理人 110000796
 特許業務法人三枝国際特許事務所
 (72) 発明者 萩原 明郎
 滋賀県大津市松本 1 丁目 1 2 番地の 1 〇
 (72) 発明者 ▲高▼森 秀樹
 京都府綾部市井倉新町石風呂 1 グンゼ株
 式会社社内
 審査官 木村 立人

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 縫合糸

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

内視鏡手術用の縫合糸であって、
 一端から所定の長さにわたる第 1 の部分と、
 前記第 1 の部分を除いた第 2 の部分と、から構成され、
 前記第 1 の部分と前記第 2 の部分とは、互いに色が異なり、
 前記所定の長さが 1 0 c m であり、全長が 1 5 c m であることを特徴とする縫合糸。

【請求項 2】

内視鏡手術用の縫合糸であって、
 一端から所定の長さにわたる第 1 の部分と、
 前記第 1 の部分を除いた第 2 の部分と、から構成され、
 前記第 1 の部分と前記第 2 の部分とは、互いに色が異なり、
 前記所定の長さが 1 2 c m であり、全長が 1 5 c m であることを特徴とする縫合糸。

【請求項 3】

前記第 2 の部分には、目盛りが形成されていることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の縫合糸。

【請求項 4】

前記目盛りは、前記縫合糸の長手方向に沿って 1 c m の間隔で形成されていることを特徴とする請求項 3 に記載の縫合糸。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、内視鏡手術に使用される縫合系に関する。

【背景技術】

【0002】

開腹手術に比べ、内視鏡手術は、患者にとって手術創痛が少なく、術後の早期退院が可能である等の多大な利点がある。従来より、内視鏡手術用の縫合系は、12cm又は15cmのものが使用されることが多い。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

10

【0003】

現状では、内視鏡手術の術者は、リールに巻かれた縫合系を、定規で長さを測ってから、上記した所望の長さにカットしている。よって、縫合系を所望の長さにカットするために手間がかかるという問題があった。また、現状の内視鏡手術用の縫合系は、全体の色が同一であるため、縫合時の結紮に熟練を要するという問題があった。

【0004】

本発明は、上記課題を解決するためになされたものであって、内視鏡手術における縫合を容易に行うことができる縫合系を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

20

本発明に係る内視鏡手術用の縫合系は、一端から所定の長さにわたる第1の部分と、前記第1の部分を除いた第2の部分と、から構成され、前記第1の部分と前記第2の部分とは、互いに色が異なることを特徴とする。

【0006】

このような構成によれば、例えば、第1の部分の長さを、手術時に使用したい所望の長さとするにより、第1の部分と第2の部分との境界部分をカットするだけで、縫合系を当該所望の長さにカットすることができる。また、所望の長さが、第1の部分の長さと多少異なる場合であっても、境界部分を目印となるので、縫合系を所望の長さにカットしやすくなる。よって、縫合系を定規で測る手間を省くことができる。また、縫合系の一端と他端とで色が異なるため、縫合時の結紮が容易になる。

30

【0007】

また、前記第2の部分には、目盛りが形成されていることが好ましい。

【0008】

このような構成によれば、縫合系として頻繁に使用される長さの位置に目盛りを形成することにより、目盛りの位置でカットするだけで、縫合系を頻繁に使用される長さにカットすることができる。

【0009】

また、前記所定の長さが10cmであり、前記目盛りは、前記縫合系の長手方向に沿って1cmの間隔で形成されていることが好ましい。

【0010】

40

このような構成によれば、10cmから全長までの1cm単位で縫合系を所望の長さにカットすることができる。例えば、12cmの縫合系が適している場合は、第1の部分と第2の部分との境界から2番目の目盛りの位置で縫合系をカットするだけでよい。

【0011】

また、前記縫合系は、全長が15cmであることが好ましい。

【0012】

このような構成によれば、内視鏡手術において15cmの縫合系が適している場合は、縫合系をカットする必要が無い。

【発明の効果】

【0013】

50

以上のように、本発明によれば、内視鏡手術における縫合を容易に行うことができる縫合糸を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】本発明の一実施形態に係る内視鏡手術用の縫合糸の平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0015】

以下、本発明の実施形態について添付図面を参照して説明する。

【0016】

図1は、本発明の一実施形態に係る内視鏡手術用の縫合糸1の平面図である。縫合糸1は、本実施形態では全長が15cmであり、一端に縫合針2が取り付けられる。また、縫合糸1は、一端から所定の長さにわたる第1の部分1aと、第1の部分1aを除いた第2の部分1bと、から構成されている。本実施形態では、第1の部分1aは、一端から10cmの長さの部分とされており、第2の部分1bは、残りの5cmの部分とされている。

【0017】

さらに、第1の部分1aと第2の部分1bとは、互いに色が異なっている。第1の部分1a及び第2の部分1bの具体的な色は特に限定されないが、例えば、第1の部分1aを青色に着色し、第2の部分1bを緑色に着色することができる。あるいは、第1の部分1aと第2の部分1bの一方のみを着色することにより、両者の色を異ならせてもよい。

【0018】

また、第2の部分1bには、目盛りMが縫合糸1の長手方向に沿って所定の間隔をあけて複数形成されている。本実施形態では、4つの目盛りMが1cmの間隔で形成されている。図1では、目盛りMは点状に形成されているが、例えば、目盛りMを、縫合糸1を取り囲む環状に形成してもよい。

【0019】

以上のように、縫合糸1は、互いに色の異なる第1の部分1aと第2の部分1bとから構成されているため、縫合糸1の一端と他端とで色が異なる。そのため、縫合時の結紮が容易になる。

【0020】

また、縫合糸1は、全長を例えば15cmとしておくと、内視鏡手術において15cmの縫合糸が適している場合は、縫合糸1をカットする必要が無い。また、第1の部分1aの長さを10cmとしておき、第2の部分1bには、1cmの間隔で目盛りMを形成しておく、10cm～15cmの1cm単位で縫合糸1を所望の長さにカットすることができる。例えば、12cmの縫合糸が適している場合は、第1の部分1aと第2の部分1bとの境界から2番目の目盛りMの位置で縫合糸1をカットするだけでよい。

【0021】

このように、本実施形態に係る縫合糸1を用いることにより、内視鏡手術における縫合を容易に行うことができる。

【0022】

本発明は上記の実施形態に限定されるものではなく、請求項に示した範囲で種々の変更が可能である。

【0023】

上記の実施形態では、目盛りMが1cmの間隔で4つ形成されていたが、目盛りMの個数および間隔はこれに限定されない。例えば、第1の部分1aと第2の部分1bとの境界から2cmの部分に、目盛りMを1つだけ形成してもよい。このような構成であっても、目盛りMの位置でカットすることにより、縫合糸1を頻繁に使用される12cmにカットすることができる。

【0024】

また、目盛りMを必ずしも形成する必要はなく、例えば、第2の部分1bを所定の長さ（例えば1cm）ごとに色を変えることによっても、目盛りMを設けるのと同様の効果を

10

20

30

40

50

奏することができる。さらに、例えば第１の部分１ａの長さを１２ｃｍ、第２の部分１ｂの長さを３ｃｍとすることによっても、第１の部分１ａと第２の部分１ｂとの境界部分をカットすることにより、縫合系１の長さを１２ｃｍとすることができる。

【００２５】

また、上記の実施形態では、縫合系１の全長は１５ｃｍであったが、本発明はこれに限定されない。例えば、縫合系１の全長を１５ｃｍより長くしてもよいし、短くしてもよい。縫合系１の全長を１５ｃｍより長くする場合には、第１の部分１ａの長さを１５ｃｍとしてもよい。なお、この場合には、第２の部分１ｂだけでなく、第１の部分１ａにも、第１の部分１ａ及び第２の部分１ｂの境界部分から目盛りＭを所定の間隔で設けるようにしてもよい。

10

【００２６】

また、第１の部分１ａ及び第２の部分１ｂを着色するための材料が患者に無害であれば、その着色方法は特に限定されない。さらに、目盛りＭの形成方法に関しても、特に限定されず、刻印、着色などあらゆる方法を適用できる。

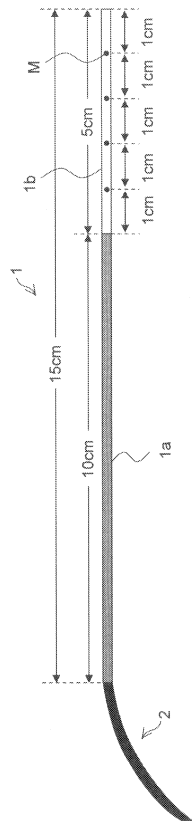
【符号の説明】

【００２７】

- １ 縫合系
- １ａ 第１の部分
- １ｂ 第２の部分
- ２ 縫合針
- Ｍ 目盛り

20

【図１】



フロントページの続き

- (56)参考文献 実開平6 - 74146 (JP, U)
実開昭58 - 147531 (JP, U)
特開2007 - 252924 (JP, A)
実開昭61 - 148339 (JP, U)
特表2011 - 520529 (JP, A)
特表2013 - 532561 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61B 17/04 — 17/06
A61L 17/00 — 17/14

专利名称(译)	缝合糸		
公开(公告)号	JP6116455B2	公开(公告)日	2017-04-19
申请号	JP2013192989	申请日	2013-09-18
[标]申请(专利权)人(译)	郡是株式会社		
申请(专利权)人(译)	郡是公司		
当前申请(专利权)人(译)	郡是公司		
[标]发明人	萩原明郎 高森秀樹		
发明人	萩原 明郎 ▲高▼森 秀樹		
IPC分类号	A61B17/04 A61L17/00		
FI分类号	A61B17/04 A61L17/00		
F-TERM分类号	4C081/AC02 4C081/BB09 4C081/DA04 4C160/BB30		
其他公开文献	JP2015058110A		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

可以容易地进行内窥镜手术提供一种缝合线的缝合。内窥镜缝合1为外科手术，由第一部分1a的预定长度从一端，和一个第二部分1b排除第一部分1a,,第一而第二部分1b的颜色彼此不同。第二部分1b，刻度M的沿缝合线1的纵向方向形成。 背景技术

(19) 日本国特許庁 (JP)		(12) 特 許 公 報 (B2)	(11) 特許番号 特許第6116455号 (P6116455)
(45) 発行日 平成29年4月19日 (2017. 4. 19)		(24) 登録日 平成29年3月31日 (2017. 3. 31)	
(51) Int. Cl. A 6 1 B 17/04 (2006. 01) A 6 1 L 17/00 (2006. 01)		F I A 6 1 B 17/04 A 6 1 L 17/00	
請求項の数 4 (全 5 頁)			
(21) 出願番号 特願2013-192989 (P2013-192989) (22) 出願日 平成25年9月18日 (2013. 9. 18) (65) 公開番号 特開2015-58110 (P2015-58110A) (43) 公開日 平成27年3月30日 (2015. 3. 30) 審査請求日 平成28年3月9日 (2016. 3. 9)		(73) 特許権者 000001339 グンゼ株式会社 京都府綾部市青野町膳所 1 番地 110000796 (74) 代理人 特許業務法人三枝国際特許事務所 萩原 明郎 (72) 発明者 滋賀県大津市松本 1 丁目 1 2 番地の 1 O (72) 発明者 ▲高▼森 秀樹 京都府綾部市井倉新町石風呂 1 グンゼ株式会社内 審査官 木村 立人	
(54) 【発明の名称】 縫合糸		最終頁に続く	